

令和9年度 軽井沢町保育所入園案内



この画像は生成AIで作成しています。

軽井沢町教育委員会 こども教育課児童係
〒389-0111 軽井沢町大字長倉2353-1
TEL : 0267-45-8672
✉ jido@town.karuizawa.nagano.jp

1. 保育所とは

- 両親が仕事等の保育の必要性がある場合に入所できる保育施設です。
- 公立・私立に係わらず、保育施設を利用するには「保育の必要性の理由」と保育の必要量を町が審査し、認定するための『教育・保育認定申請』と利用する施設を町が確認するための「保育利用希望申込」が必要になります。
- 保育時間 各世帯の保育の必要性により決定します。
 - 平日 保育標準時間 7時30分～18時30分（11時間）
保育短時間 8時30分～16時30分（8時間）
 - 土曜日 保育標準・短時間ともに 8時30分～12時30分
- 保育料 保護者世帯の町・県民税所得割額によって決定します。
 - ・ 3歳児から5歳児クラスは保育料無償となります。但し、給食費はご負担いただきます。
【公立は5,300円（副食費4,300円＋主食費1,000円）私立は各園の設定額】
（所得が360万円未満の世帯は減免）
 - ・ 0歳～2歳児クラスは、住民税非課税世帯が無償化の対象となります。
- 特別保育制度（延長保育・一時保育・休日保育）の利用もできます。

2. 入園できる児童

- 令和9年度の入園対象者は、令和3年4月2日以降（5歳児）に生まれた乳幼児で、保護者全員が保育の必要性いずれかに該当する場合です。
- 0歳児は生後8か月以降（断乳が完了し、離乳食が中～後期）
※おおきなあれ保育園かるいざわ、キラここキッズ軽井沢は生後6ヶ月以降
- 年齢の基準は4月1日です。保育園では4月1日時点の年齢がクラス年齢となりますので、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

保育園での年齢区分	
生年月日	クラス年齢
令和8年（2026年）4月2日～	0歳児（未満児）
令和7年（2025年）4月2日～	1歳児（未満児）
令和6年（2024年）4月2日～	2歳児（未満児）
令和5年（2023年）4月2日～	3歳児（年少）
令和4年（2022年）4月2日～	4歳児（年中）
令和3年（2021年）4月2日～	5歳児（年長）

3. 入園までの日程（予定）

日時	新規入園・転園	継続入園
入所受付 10月1日（木） ～ 10月30日（金） （土・日・祝日を除く）	『ながの電子申請システム』を利用した 電子申請 ※必要書類 就労証明書等の保育の必要性を 証す書類・マイナンバーカード（新規入園者）	『ながの電子申請システム』を利用した 電子申請 ※必要書類 就労証明書等の保育の必要性を 証す書類
		
書類審査 11月上旬～1月上旬	提出された書類に基づく入園要件の判定 入園児童の調整	
		
入所決定等通知 1月中旬～2月中旬	次の書類が送付されます 『入園のおたより』『支給認定通知書』『入所 承諾書』『口座振替依頼書』『家庭の調べ』 ※私立園は適宜各園からの書類	次の書類が園を通じて送付されます。 『支給認定通知書』『入所承諾書』 『家庭の調べ』 ※私立園は適宜各園からの書類
		
4月初旬	入 園	

4. 通常保育以外の保育

①延長保育

延長保育の利用は、町内の保育園に在園している児童が対象で、保護者が通常の保育時間外に就労されていることが必要です。利用については園備え付けの『延長保育申請書』に記入し、提出 → 審査 → 利用となります。

園名	朝	夕	土曜日
	月～土曜日	月～金曜日	土曜日
東保育園	7時30分～8時30分 ※保育標準時間利用者は 通常保育時間内 ※保育短時間利用者は 延長保育 ※土曜日は保育標準時間、 育短時間ともに 延長保育	※保育短時間利用者 16時30分～19時00分	12時30分～18時00分
南保育園		※保育標準時間利用者 18時30分～19時00分 (18時30分までは通常 保育時間内)	
西保育園			
中保育園			
おおきくなあれ保育園かるいざわ			
ポピンズナーサリースクール 軽井沢風越		～19時30分まで	
キラここキッズ軽井沢	8時00分～8時30分	16時30分～17時00分	-

②休日保育

休日保育の利用は町内の保育園に在籍している児童で、保護者が日曜祝日に就労されていることが必要です。各園に備え付けの『利用登録申請書』を各園に提出→審査→登録された後、利用申込書を利用日の8日前（土日祝を除いた8時00分～18時00分）までに園に利用料とともに提出してください。
※各園で受け付けはしますが、実施は中保育園のみです。

園名	区分	日曜・祝日
中保育園	4 時間以内 8 時間以内	8 時30分～16時30分

【町内の保育所】

名 称		定員	電話番号	所在地	特別保育事業等					
					早朝	夕方	休日	一時	乳児	障がい児
公立	軽井沢東保育園	100	42-3808	軽井沢東42	○	○	休日 保育の申 込は各園		○	○
	軽井沢南保育園	90	45-6516	大字発地2560-1	○	○			○	○
	軽井沢西保育園	130	45-1984	大字追分1341-78	○	○			○	○
	軽井沢中保育園	130	45-5557	大字長倉3522-1	○	○	○	○	○	○
私立	おおきくなあれ保育園 かるいざわ	50	45-1800	大字追分1525-3	○	○	休日 保育の申 込は各園		○	○
	ポピンズナーサリースクール 軽井沢風越	70	41-6831	大字発地1216-12	○	○			○	相談
	キラここキッズ軽井沢 (小規模保育施設)	10	070-4482- 8259	大字長倉2703-19	○	○			○	相談

5.入園申込方法等

【申込方法】

原則『ながの電子申請サービス』を利用しての電子申請となります。

※申請には利用者登録が必要です。

※申請用URL・QRコードは軽井沢町HPに掲載いたします。

※書面による申請を希望するときは、こども教育課児童係へお問合せ下さい。

【申し込みが必要な方】

令和9年度4月に保育園等の入園を希望する方

※継続して通園される方も申請が必要です。

【申し込みが必要な施設】

公立・私立保育園、小規模保育事業所

※幼稚園は施設へ直接の申込となります。

※町外の保育施設等の利用をご希望の方は、こども教育課児童係へ
お問合せ下さい。

【入園申込に係る注意事項】

- 転入予定の場合も入園申込が可能です。（3月中までの転入が条件）
- 辞退・キャンセルの場合はこども教育課児童係へご連絡ください。
- 年度途中の入園申込は11月1日以降、随時受け付けます。
- 各園の受入状況や家庭状況を考慮したうえで第2、第3希望の保育園に入園決定することがあります。
- 保育料・町税等の滞納がある方は入園をお断りすることがあります。
- ひとり親世帯及び世帯に障がい者がいるときは、保育料が軽減されることがありますので、申請の際に申告してください。
- 障がい者については、身体障害者手帳や療育手帳を提出し、障害者年金を受給していることを申告してください。
- 申込事項に虚偽があるときは、入園の取消、退園となることがあります。
- 保育料（給食費）は保護者の町・県民税所得割額に応じて設定されています。未申告の場合は上限額の請求となりますので、必ず申告をお願いします。
※所得が無い方も申告は必要となります。
- 見学をご希望の方は、各保育園等へ直接ご連絡ください。

入園の手続①

入園要件（必要添付書類）と 保育時間の確認と準備

- 次頁の保育の必要性基準表をご確認いただき、保育の必要な理由により、入所申込時に添付する書類をご確認・ご準備ください。
※①などの数字がある書類は、町ホームページに掲載しています。
※就労証明書は勤務先に作成していただくこととなるので、早めにご準備ください。

【保育の必要性基準表】

番号	保育が必要な事由	詳細	適用条件	保育の必要性を確認する書類 (入所申込時に添付する書類)
1	家庭外労働	児童の親が家庭の外で仕事をしている	標準時間 月の就労120時間以上 保育短時間 月の就労48時間以上 両親のどちらかが短時間の場合は短時間認定となります。※1	①就労証明書 家庭外就労 勤務先が作成 家庭内就労 本人が作成
2	家庭内労働	児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている		
3	母親の出産	母親が妊娠中であるか出産後間がない	出産前後3か月の計6ヶ月※2	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載ページ）
4	疾病等	児童の親が病気、負傷、心身に障がいのある	療養期間中であること	② 診断書
5	病人の看護等	その児童の家庭に病人や心身に障がいのある人がいるため、親が長期に渡りその介護にあたっている	常時介護にあたっていること	該当者の診断書（任意書式）、 ③ 介護・看護状況申告書
6	災害復旧	火災、風水害・自身など災害があつて、復旧にあたっている	災害復旧を行っていること	罹災証明書
7	求職	児童の親が求職中である（起業準備を含む）	求職活動（起業準備）中であること（3ヶ月間）	④ 求職活動証明書
8	就学	児童の親が学校に通っている（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学していること	在学証明書（任意書式）
9	その他	町長が必要と認めた場合	1～8番以外で町長が認めた場合	その他の自由を明らかにする書類

※1 標準時間の要件を満たしている方が短時間を選択することは可能

- ・証明事項について、担当職員が調査を実施することがあります。
- ・証明事項に虚偽があつた場合、入所の取消又は退所処分とする場合があります。
- ・入園後に入園要件を満たさなくなった場合は退園となります。※2出産後の育休による退園は廃止

入園の手続②

電子申請の準備

■ (1) 機器の準備

- ・インターネットに接続できる環境と、パソコン・スマートフォン等をご用意ください。

■ (2) 書類等の準備

- ・事前にご用意いただいた『保育の必要性を確認する書類』は画像データにて添付していただきます（PDFファイル等での添付も可）。あらかじめ写真撮影していただきますと、申請をスムーズに行えます。

※書類を撮影する際は、記載事項がすべて収まるように撮影してください。

※書類の再提出をお願いする場合がありますので、原本は大切に保管しておいてください。

- ・新規入園の申込をされる方は、個人番号について次頁を参考にご用意ください。

【個人番号確認と本人確認について】

【新規】の申込には、父・母・入園申込をするお子さんそれぞれの個人番号の入力および書類による確認が必要になります。下記の表を参考に書類をご用意いただき、写真撮影のうえ添付してください。

個人番号カードの有無	必要書類（添付が必要な書類）		必要な方
カード有り	個人番号カード（両面）		父、母、入園申込をする児童
カード無し ※①・②の書類が必要です	①番号確認書類	以下のうちいずれか1点 ・マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書 ・個人番号記載の住民票の写し	・マイナンバー通知カード →父、母、入園申込をする児童 ・住民票の写し →父、母、入園申込をする児童が記載されているもの
	②本人確認書類	写真付き身分証明書	申請者

『ながの電子申請サービス』は、政府情報システムの手目のセキュリティ評価制度において、政府が求めるセキュリティ基準を満たしており、個人情報が適切に保護されているサービスです。